



宮 崎 県 公 報

平成25年4月30日(火曜日) 第 2483 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更…………… (障害福祉課) 1
- 狩猟期間の延長(2件)…………… (自然環境課) 1
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 2

公 告

- イノシシ及びニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更…………… (自然環境課) 2
- 県宮土地改良事業計画の策定(2件)…………… (農村整備課) 2
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3
- 正 誤**
- 平成25年4月1日付け県公報(号外第26号)別冊中…………… 3

告 示

宮崎県告示第 286号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人久康会 平田東九州病院	延岡市伊形町4791

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年5月12日から平成28年5月11日まで

宮崎県告示第 287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
藤元総合病院	都城市	社団法人八日会 藤元早鈴病院	藤元総合病院	平成25年4月1日

宮崎県告示第 288号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成25年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 狩猟期間を延長する鳥獣

イノシシ

2 狩猟期間を延長する区域

県内全域

3 延長する狩猟期間

毎年11月1日から翌年3月15日まで

4 延長する狩猟期間を適用する期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 289号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成25年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 狩猟期間を延長する鳥獣

ニホンジカ

2 狩猟期間を延長する区域

延岡市北浦町古江に所在する宮崎県と大分県との境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を南に進み宮崎市と日南市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み、宮崎市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と三股町との境界線を北西に進み、宮崎市、都城市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市と三股町との境界線を南西に進み都城市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市と日南市との境界線を南東に進み、都城市、日南市及び串間市の境界線の交点に至り、同所から都城市と串間市との境界線を南に進み、宮崎県と鹿児島県との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北西に進み宮崎県、熊本県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と熊本県との境界線を北に進み宮

崎県、熊本県及び大分県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と大分県との境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 延長する狩猟期間
毎年11月1日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 290号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合 日向地区国有林材事業協同組合	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

宮崎県告示第 291号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
宮崎市清武町今泉丙25-59-1	社団法人宮崎県産業開発青年協会	宮崎市清武町今泉丙25-59-1	一般社団法人宮崎県産業開発青年協会	平成25年4月1日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 1 項の規定により定めたイノシシ及びニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、高峯上下地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月30日から平成25年5月30日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農政部農村整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、嵐田地区県営土地改良事業（国富町、湛水防除事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月30日から平成25年5月30日まで
- 3 縦覧場所
国富町役場農地整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年4月15日現在次のとおりである。

平成25年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,573人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,079人

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年4月15日現在次のとおりである。

平成25年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
 東諸県郡選挙区 7,846人

正 誤

平成25年4月1日付け県公報（号外第26号）別冊中

ページ	行	誤	正
13	4	エ、オ、カ及び	エ及び
14	4	エ及び	エ、オ、カ及び

ページ	項	誤	正
19～25	地元地区	須美江	須美江町

--	--